

秋田県告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

令和2年9月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	休止年月日
国民健康保険井川町診療所	南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口106-1	令和2年7月31日